



神奈川県川崎大師「風鈴」

TAINS だより夏号をお届けします。

今年は、昨年と異なり涼しく過ごしやすい初夏の日が続いていますが、異常気象による大雨や農作物への影響など憂慮されることが多い年と感じられます。

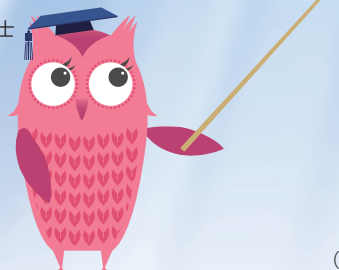
さて、いよいよ消費税増税、軽減税率制度の施行が迫っておりますので、TAINS の研修サイト等を利用していただければ幸いです。

一般社団法人日税連税法データベース
 蓮間 好一

Contents / 目次 2019 夏号 VOL25 No.219

- TAINS 役員が語る活用法 _____ 2
 日税連税法データベース 専務理事 大久保道男
- メールニュース (2019年3月~2019年6月収録) _____ 5
- 研修会報告 _____ 11
- TAINS研修会 (オンデマンド配信) _____ 12
- DB収録情報、会員数 _____ 13
- TAINSの案内、申込書 _____ 15

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

TAINS 6

TAINS 役員が語る活用法

日税連税法データベース 専務理事 大久保道男

はじめに

黎明期の TAINS は、モデムを電話回線に繋いでサーバーにダイヤルアップ接続するシステムでした。通信時間によって分単位で従量課金され、要領よく検索しないと課金だけがどんどん進むので、ものすごく緊張し身構えて利用した記憶も今は昔・・・

時代は流れて 2018 年 12 月に TAINS は全面リニューアルして第 6 世代 (通称 TAINS6) に生まれ変わりました。ユーザーインターフェイスも一から見直して新規開発したため、最初は戸惑った会員もおられたことと思いますが、より簡単に検索でき、より簡単に欲しい情報に辿り着けるようになっています。今の時代は通信時間を気にする必要も無いので是非どんどん触って慣れて活用していただきたいと思います。

それでは、TAINS6 になって新しく備わった 3 つの目玉「プリセット検索」「要点」「いいね」について詳しく説明します。

1. プリセット検索

従来からあった TAINS キーワード検索、フリーワード検索に加えて、TAINS6 では「プリセット検索」を新設しました。データベース検索において的確な検索結果を得るためには、どんな検索ワードを設定するかが大変重要ですが、これは税理士が日常業務においてよく検索するであろう検索ワードをあらかじめ用意 (プリセット) しておき、その中から選択するだけで簡単に欲しい情報が得られる仕組みです。一例として大分類に「所得税」、中分類に「必要経費」、小分類として「交際費/土業」を選択して検索ボタン (虫眼鏡マーク) を押してみましよう。



これだけの操作で検索が出来ます。

検索結果画面の左側には税目別のヒット件数、右側には検索結果が一覧表示されます。次の項で説明する「要点」が付いている場合には、「要点あり」の赤いマークも表示されています。



2. 要点

TAINS には、判決・裁決の本文に加えて、その内容を A4 一枚程度にダイジェストした「概要」が収録されています。専任の税理士が全文を読解・咀嚼

嚼した上で法律用語に忠実にまとめられた概要は、学術的にも貴重な TAINS の財産となってきました。

しかしながら、法律用語に忠実であるが故に、とすれば一般会員にとって馴染みにくく難解な文章になってしまっていたことも事実です。一方で、より平易な言葉で一目ただけで内容をすぐ把握できるような仕組みが欲しいという会員からの要望が根強くありました。そこで新しいコンテンツ「要点」を新設しました。これは、判決・裁決の内容を噛み砕いて「いったい何が争われて、結果どうなったのか」を前段の2～3行で明示し、後段で事実関係を解説するものです。前段をパッと見るだけで、自分が求めている内容かどうかを判別できるので、検索結果一覧の中から欲しい情報を効率よく探し出すことが可能になります。

検索結果の右上に「要点あり」の赤いボタンが表示されていれば、要点が付いていますので是非開いて読んでみて下さい。次のような文章になっています。

要点
投稿日: 2019年11月21日

弁護士会の役員としての活動に伴い支出した懇親会費等について、事業所得の計算上、必要経費になるか争われた事例

本件は、弁護士業を営み、弁護士会の役員を務めた納税者（原告）が、役員としての活動に伴い支出した懇親会費用等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入したところ、税務署長が所得税法37条1項に規定する必要経費に算入することはできないとして更正処分等した事案です。

納税者は、会務活動は、弁護士としての業務のために必要かつ不可欠なものであり、弁護士業務の重要な一部であり、弁護士の事業活動そのものであると主張しました。その上で、所得税法37条に定める必要経費のうち、いわゆる一般対応の必要経費については、その文言及び性質上、支出と収入の直接関連性は必要とされていないから、会務活動に伴う支出は、いずれも必要経費に該当すると主張しました。

しかし、裁判所はある支出が事業所得の必要経費として控除されるためには、その支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要すると解するのが相当であるとして、原告の主張を棄却しました。

本件は、その後控訴審で一部取消しが認められています。

要点は TAINS6 の稼働に合わせて新しく作り始めたコンテンツですので、現在はまだ一部の判決・裁決にしか付いていませんが、話題になった重要な判決から優先して順次作成し投入しています。これからますます充実して行きますのでどうぞご期待下さい。

3. いいね

以前の第5世代 TAINS には、会員同士が情報交換できる SNS のような仕組みがありました。例えば高度に専門的な税務に関する質問が書き込まれた場合に、自信を持ってそれに答えられるような会員はなかなかいませんでした。その結果投稿自体が

殆ど無くなりとても活用されているとは言えない状態でした。TAINS6 ではその反省点に立って、SNS のような仕組みは廃止した上で、もっと気軽に会員誰もが「参加」いただける仕組みとして「いいね」を新設しました。

例えば、ずっと悩んでいた疑問点が TAINS の検索結果のおかげで解決した、業務に役立つ知識を得られた、大いに参考になったという場合に「いいね」を押すことによって、そのデータが蓄積されていきます。言い換えれば「いいね」がたくさん付いている判決は、それだけ多くの会員にとって参考になり役立ったという客観的な評価であるとも言えます。会員のみなさんがどんどん使って「いいね」が増えることによって、データベースとしての TAINS が熟成されて行くわけです。この判決は参考になった！と思ったら、是非ためらわずに「いいね」ボタンを押して下さい。

おわりに

TAINS6 は、リリースしてそれで終わりではありません。より良いシステムに進化させるべく、今後も改良を継続して行きます。会員の皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので是非いろいろな声をお寄せ下さい。



TAINSメールニュース No.403 2019.3.7

請負契約による機械装置の取得時期／不具合により翌事業年度に行われた検収

(平30-03-06 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2211)

本件は、原告が、平成25年3月期に自社の工場に機械装置を設置し、試運転を行いました。不具合のため、検収を行ったのは翌事業年度でした。原告は、平成25年3月期に機械装置を「取得」していたとして、減価償却費等を損金の額に算入して確定申告を行ったところ、豊橋税務署長から、本件事業年度終了の時に取得していないとして更正処分等を受けた事案です。

東京地裁は、下記判断をして納税者の請求を棄却しており、その控訴審である東京高裁(平30-09-05・Z888-2212)でも納税者の控訴は棄却されています。

法人税法及び同法施行令並びに租税特別措置法

における法人による固定資産の「取得」とは、当該固定資産に係る所有権移転の原因となる私法上の法律行為又はこれと同視することのできる行為をいうものと解するのが相当であり、「取得」の時期はその原因行為による所有権移転の時期と解するべきである。

本件のように機械装置等を特定の場所に設置し、これを稼働させることを目的とする請負契約は、請負人において、当該機械装置等を設置すべき場所に物理的に設置するのみならず当該機械装置をその使用目的に沿って使用することが可能な状態にすることが当然に予定されているといえる。A社から原告への機械装置の引渡しが行われたのは、検収日である平成25年5月であると認められる。

〈検索方法〉【キーワード】 Z888-2211

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.404 2019.3.14

輸出免税／輸出許可を証する書類／輸出申告時点で価格が未確定である郵便物

(平30-06-05 公表裁決 棄却・却下 J111-5-15)

本件は、請求人が、国際郵便により輸出した腕時計の譲渡について、輸出取引に係る消費税を免税する旨の規定が適用されるとして消費税等の確定申告を行ったところ、原処分庁から、当該輸出販売の一部について、輸出許可を証する書類の保存がなく、当該規定の適用はないとして、消費税等の各更正処分等を受けた事案です。審判所は次のとおり判断して、請求人の請求を棄却しました。

請求人は、本件取引について輸出許可書等の交付を受けていないことから、本件取引が簡易郵便物としての資産の輸出に該当しなければ、本件取引について消費税法7条《輸出免税等》2項に規定する証明はなされていないこととなる。

そして、ある郵便物が簡易郵便物に該当するか否かは、郵便物1個当たりの価格が20万円を超えるか否かで判断することとなる。

輸出申告時点で資産の価格が未確定である郵便物については、郵便物1個当たりの輸出時見積価格をもって当該郵便物の価格とみるのが相当であり、通常は、輸出時見積価格は調達原価を上回るといえる。本件取引においては、1個の郵便物にまとめられた各腕時計のそれぞれの仕入金額の合計額は、最も少ないものでも20万円の2倍超であり、郵便物1個当たりの輸出時見積価格は、いずれも20万円を上回ると認められる。

以上によれば、本件取引は簡易郵便物としての資産の輸出には該当せず、本件取引について同法7条2項に規定する証明はされていないと認められる。

〈検索方法〉【キーワード】 J111-5-15

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険 経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン 定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険 就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険 入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



■ T A I N S メールニュース No.405 2019.3.28

元従業員が下請業者から受領したリベートの帰属と隠蔽行為の有無

(平30-04-24 非公開裁決 棄却 F0-2-828)

土木建築請負業等を営む請求人の法人税について、原処分庁が、当時営業部長等の地位にあった元従業員乙が下請業者から受領した金員は請求人に帰属し、またその金員を収益に計上しなかったことは、事実の隠蔽に該当するとし、各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、その金員は乙個人のもので、請求人に帰属しないとして、全部取消しを求めた事案です。

争点は、本件各金員が請求人に帰属し、損害賠償請求権が本件各事業年度の益金の額に算入されるか否か、請求人に事実の隠蔽行為があったか否かです。

審判所は次のように判断し、請求人の主張を棄却しています。

本件各金員は、請求人が各外注先に工事を発注し、各外注先が請求人から工事を受注したことに基因しての謝礼で、また、今後も請求人から工事を受注できることを期待して、その地位及び権限を有する乙に対して支払われたものであり、本件各金員は請求人に帰属するものとみるべきである。

横領行為による損害賠償請求権についても、本件各事業年度において、乙により各金員が横領され、請求人に損失を発生させ、それと同時に乙に対する不法行為による損害賠償請求権が発生したといえる。

乙が5年間という長期間にわたり本件各外注先から本件各金員を受領し続けていた行為は、請求人の行為と同視でき、本件各金員を収益に計上しなかったことについて、請求人に事実の隠蔽があったと認められる。

〈検索方法〉【キーワード】 F0-2-828

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

■ T A I N S メールニュース No.406 2019.4.4

相続税の課税財産の認定～「預け金返還請求権」があるか否か

(平30-08-22 公表裁決 全部取消し J112-4-06)

本件は、請求人らが、原処分庁から、請求人D名義の預金口座に入金された資金（本件入金資金）及び上場株式の購入資金の合計約5500万円（本件資金）について、原資は被相続人に帰属し、請求人Dに対する本件資金相当額の預け金返還請求権が相続財産であるなどとして相続税の更正処分等を受けたため、預け金返還請求権があるか否かが争点となった事案です。審判所は次のとおり判断し、預け金返還請求権にかかる更正処分等については全部を取り消しました。

(1) 本件資金及び本件資金の原資の管理運用は、被相続人が行っていたものであり、そうであれば、本件入金資金を本件預金口座に入金したり、その後、請求

人D名義の上場株式の購入資金に充てたりしたことは、本件財産の管理運用の一環として、請求人Dの名義で被相続人が実質的に行っていたものと認められること、(2) 請求人Dが本件自宅に居住するようになった平成18年以降、本件預金口座の預金通帳及び届出印を請求人Dが自身で管理するようになったこと及び請求人Dの本件株式の配当金に係る所得税等の申告状況などを総合的に考慮すれば、本件化体財産の帰属は、平成18年頃に、贈与により請求人Dに移転したものとみるのが相当であることからすれば、そもそも本件資金相当額の預け金返還請求権は存在はおろか発生していたとすらいえない。

〈検索方法〉【キーワード】 J112-4-06

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

加入のおすすめ

税理士職業賠償責任保険

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

資料請求先 株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

ホームページ [ぜいばいほけん](#) 検索

電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907

TAINSメールニュース No.407 2019.4.11
重加算税の賦課要件／税理士に対する意図的な資料の不提示

(平30-06-29 東京地裁 棄却・確定 Z888-2229)

原告の代理人である税理士は、原告の申告関係資料に不動産の賃料収入を示す資料が含まれていなかったことから、賃料収入があることを認識せずに、平成19年ないし平成25年分所得税の申告をしました。本件は、原告の税理士に対する資料の不提示が、過失によるものなのか、脱税の意思に基づくものなのかを争点とする事案です。

裁判所は、「隠蔽又は仮装」の解釈を示した上で、次のように判断しました。

原告が、建物の賃貸人名義を母親名義としていること、土地の賃料変更を税理士に伝えていないこと、税務調査において賃料収入を秘匿していたこと

等の間接事実を総合すれば、原告は、賃料収入に係る不動産所得を申告すべきことを熟知しながら、確定的な脱税の意思に基づき、当該所得に関する資料を意図的に税理士に提示せず、税理士に過少な申告を記載した申告書を作成させてこれを提出するという「過少申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動」をした上で、その意図に基づく過少申告をしたものと認めるのが相当である。

そうすると、本件申告は「隠蔽又は仮装」に基づく申告であって、重加算税の賦課要件を満たすものと認められる。同時に、通則法70条4項にいう「偽りその他不正の行為」によりその全部又は一部の税額を免れたものともいえる。

<検索方法> 【キーワード】 Z888-2229

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

TAINSメールニュース No.408 2019.4.18
重加算税要件非該当／寄附金／兄弟会社に対する債権放棄

(平30-05-31 公表裁決 一部取消し J111-1-02)

請求人が、兄弟会社である分割法人A社の債務を引き受け、A社に対する債権を放棄し、債権放棄の金額を貸倒損失勘定に計上して法人税等の各確定申告をした後、原処分庁の指摘を受けて、債権放棄の金額が寄附金に該当するとして修正申告をしたところ、重加算税の賦課決定処分を受けたのに対し、過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案です。

審判所は、次のとおり、確定申告は、事実を隠蔽又は仮装したところに基づくものであるとは認められないとして、重加算税の一部を取り消しました。

請求人が、債務免除益に係る課税を避けるためにA社の整理を検討したことをもって、直ちに、請求人が、貸倒損失額が寄附金に該当することを認識していたとはいえない。かえって、(1) A社は、遅くとも会社分割の行われた事業年度の3期前の事業年度以後、実質的には債務超過の状態にあったと認められる、(2) 請求人の店舗・敷地に、本件債務が被担保債権の範囲に含まれる根抵当権を設定していたことからすると、同店舗の経営ができなくなるなど、法基通9-4-1にいう「相当な理由がある」可能性も否定できない。よって、貸倒損失額が、寄附金に該当することを認識していたとは認められない。

<検索方法> 【キーワード】 J111-1-02

(税法データベース編集室：大高 由美子)

税理士協同組合の	
税理士顧問の 集金は 報酬自動支払制度 税理士顧問の集金は『口座振替』が便利です。 ニーズに合わせて選べる2タイプ 関与先1件から POST 郵送型 入金管理も楽々 e-NET ネット型 24時間 資料請求はこちら  報酬自動支払制度 検索 e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>	関与先様の 集金は My 集金NET 集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。 代金回収は口座振替が安心・便利です。 ●アパート・マンションの家賃、管理費 ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料 ●塾・音楽教室など各種月謝 ●新聞雑誌の定期購読料や不定期な 集金業務を1件からサポートします。 税理士先生へ  ご紹介謝礼としてご利用成約1関与先につき 30,000円 お支払いします。
東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 http://www.tozeikyo.or.jp	お問合せ 資料請求 0120-155-551 東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス 事務代行社  10860426(07)



TAINSメールニュース No.409 2019.4.25

貸宅地の評価～底地の買取業者に一括売却した
価格を時点修正した価額～

(平30-01-04 非公開裁決 棄却 F0-3-611)

この事案では、審査請求人が、相続により取得した借地権の目的となっている土地(本件各土地)の価額について、評価通達25《貸宅地の評価》により評価した価額によるべきか、相続税申告後、底地の買取業者に一括売却した価格(売買価格)を相続開始日に時点修正した価額によるべきかが、争われました。

審判所では、次のとおり判断し、通達評価額によることを相当としました。

審査請求人は、本件各土地の土地所有権(更地)の相場が1坪当たり400万円であり、借地権割合が70%程度、底地割合が30%程度であると認識していたが、本件各土地を個別に交渉して売却することの煩わしさから、これを一括して売却するために、その

認識に基づく本件各土地の価額の合計額(約3億5,000万円)を大きく下回る売買価格(9,800万円)で売却したものである。

そうすると、売買価格は、請求人が底地の買取業者に対する一括売却という取引方法を選択した結果、底地の買取業者である買受人の仕入価格(底地の転売による利益を確保するため転売時の売買価格として想定する価格の半額程度)により決定されたものであり、不特定多数の当事者間での自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額を下回ることとなったものと認められる。

したがって、売買価格を時点修正した請求人主張額は、相続開始日における本件各土地の時価であるとはいえない。

《検索方法》【キーワード】F0-3-611

(税法データベース編集室:依田 孝子)

TAINSメールニュース No.410 2019.5.9

不動産取得税/共有物分割時の持分超過部分の有
無の判断となる不動産の価格

(平30-01-24 大阪地裁 棄却 Z999-7206)

本件は、原告及び原告の弟Cが、遺贈によりA土地の共有持分2分の1を取得した後、財産評価基本通達を参考にして土地の価格が同一となるように土地1と土地2との分筆線を定めてA土地を分筆し、土地1を原告が、土地2をCが単独所有としたところ、原告が、不動産取得税賦課決定処分を受けた事案です。原告は、本件取得は持分超過部分は存在しないと主張しましたが、大阪地裁は、持分超過部分の有無は下記のように判断するとし、処分は適法であるとしています。

共有物の分割による不動産の取得に持分超過部分の取得が存在するか否かは、当該取得の事実から担税力の存在を推定することができるものか否かの観点から判

断されるべきであるところ、地方税法は、不動産取得税の課税標準を不動産の価格としており、その価格をもって不動産の移転の事実から推定される担税力の指標としているものと解される。

持分超過部分の有無については、当該共有物の価格の持分割合相当額と当該分割により取得した不動産の価格とを比較して判断すべきであり、当該各価格は不動産取得税の課税標準となるべき価格と解するのが相当である。その価格は、地方税法73条の21第1項の場合には、固定資産課税台帳に登録された価格であり、同条2項の場合には、固定資産評価基準によって決定される価格である。

《検索方法》【キーワード】Z999-7206

(税法データベース編集室:草間 典子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Amaster・速報税理・ProfessionJournal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができますほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



■ T A I N Sメールニュース No.411 2019.5.16
市街化調整区域に所在する雑種地／宅地か農地かの比準土地の判定

(平30-04-17 非公開裁決 棄却 F0-3-613)

本件は、請求人らが、市街化調整区域に所在する雑種地(本件各土地)について、農地の価額を基に評価して相続税の申告をしたところ、原処分庁から、宅地の価額を基に評価すべきであるとして各更正処分等を受けたため、その取消しを求めた事案です。請求人らは、本件各土地は、いずれも市街化調整区域に所在しており、都市計画マスタープランにおいても営農保全地区とされているなど、宅地化への期待度が非常に低いことから、比準土地を農地とすべきである旨主張しましたが、審判所は下記のとおり判断し、請求人らの請求を棄却しました。

評価通達82において、雑種地の評価は、原則として、その雑種地と状況が類似する付近の土地(比準土地)の評価額

を基として評価する旨定めているところ、本件各土地は、いずれも、店舗等の建築が可能な幹線道路沿いなどにはなく、他方、その周囲が純農地、純山林、純原野でもないことから、一律に比準土地を定めるのが困難であるため、比準土地は、個別に判定することとなる。

本件各土地は市街化区域に近接しているといえること、本件各土地の周囲には宅地が点在していること、本件各土地は、いずれも建築基準法第42条第1項に規定する道路に囲まれていることに加え、本件各土地は、いずれも農地法第5条の転用許可を受けた後、30年以上農耕の用に供されていないこと等を併せ考慮すれば、本件各土地の比準土地は、いずれも宅地と判定すべきである。

《検索方法》【キーワード】 F0-3-613

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■ T A I N Sメールニュース No.412 2019.5.23
使用者が負担する慰安等を目的とする海外旅行費用～経済的利益は給与～

(平30-05-18 非公開裁決 棄却 F0-2-833)

請求人(税理士法人)が、請求人の所員及び社員(本件所員等)を対象として実施した海外旅行6泊7日(現地5泊及び機中1泊)の費用について、福利厚生費として損金の額に算入して法人税等の確定申告をしたところ、原処分庁から、本件所員等が受けた経済的利益は給与等に当たるとして、源泉所得税等の納税告知処分等を受けるとともに、請求人の社員が受けた経済的利益の額は、損金の額に算入できない役員給与に該当するとして法人税等の更正処分等を受けた事案です。審判所は、次のように判断し、請求人の主張を退けました。

本件参加者が本件旅行に参加することによって受けた経済的利益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき請求人の指揮命令に服して提供した非独立的な労務又は役務

の対価として、給与等に該当すると認められる。

所基通36-30(課税しない経済的利益・使用者が負担するレクリエーションの費用)の適用の可否については、本件旅行の日程や、請求人が負担した本件旅行費用の金額が参加者一人当たりが高額であることからすれば、社会通念上一般的に行われていると認められるレクリエーション行事ということとはできない。

また、本件社員は、法人税法上の役員に該当し、本件社員が受けた本件旅行費用に係る経済的利益は給与等に該当し、当該給与等は法人税法第34条第1項各号に規定する給与のいずれにも該当しないので、本件社員が受けた本件旅行費用に係る経済的利益の合計額は、請求人の損金の額に算入することはできない。

《検索方法》【キーワード】 F0-2-833

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)


税理士情報ネットワーク
Tax Accountant Information Network System

・入会方法、費用、ID・パスワード、その他についてのご質問

お問い合わせ先

・税法データベースに関するご質問

一般社団法人 日税連税法データベース

 TEL 03-5496-1195
FAX 03-5496-1298

 日税連税法データベース編集室
(広島は火・金のみ)

 東京 TEL03-5496-1416 FAX03-5496-1517
広島 TEL082-555-1310 FAX082-555-1335

■ TAINSメールニュース No.413 2019.5.30

土地の取得価額～建物の取壊しの時における建物の帳簿価額及び取壊費用～

(平30-06-01 非公開裁決 棄却 F0-2-835)

本件は、建物の存する土地を建物とともに取得した後で建物を取り壊した場合において、建物の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額が、土地の取得価額に算入されるか否かが争われた事案です。請求人は、福利厚生目的の取得であり、取得日から1年以上経過している等を主張しましたが、審判所は、次のとおり認定し、通達のために従い土地の取得価額に算入されると判断しました。

請求人が、本件物件の売買交渉の際、本件土地について、更地での引渡しを求めていることからすれば、最終的には、現状有姿での引渡しを条件とした契約が締結されているものの、請求人としては、本件物件の売買交渉の時点において、建物を取り壊して本件土地を利

用する予定であったことが推認される。本件信金も、本件建物を取り壊し、新築することを想定して、融資の提案をしている。

他方、請求人が、収益を直接的に生み出さない従業員の福利厚生施設とする目的で、本件建物を含む本件物件を4億円以上かけて取得するというのは、請求人が営利法人であることや、取得資金の全額が融資で調達されていることからすると、合理性を欠くものといえる。加えて、福利厚生施設としての利用は本件建物の1階部分にとどまり、かつ、その回数も1回にとどまること、請求人は本件建物に係る電力契約、下水道契約を締結していないことなどからしても、請求人が福利厚生施設として利用する目的で本件建物を取得したとは認め難い。

〈検索方法〉【キーワード】 F0-2-835

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

■ TAINSメールニュース No.414 2019.6.6

「機械及び装置」か「器具及び備品」か／パン等の製造に使用している冷蔵庫等

(平30-03-14 大阪地裁 棄却 Z888-2206)

本件は、菓子及びパンの製造、販売等を目的とする原告A社が、パン等の製造に使用している各機器のうち冷蔵庫、冷凍庫、真空包装機等(本件各資産)について、法人税法施行令13条7号の「器具及び備品」に該当するとして減価償却費を計算し、申告したところ、神戸税務署長から、本件各資産はいずれも施行令13条3号の「機械及び装置」に該当するとして、更正処分等を受けた事案です。

裁判所は、次のように判示して、A社の請求を棄却しました。

「機械及び装置」とは、製品の生産・製造又は役務の提供を目的として、1つの機器が単体で、又は2つ以上の機器が有機的に結合することにより1つの設備を構成する

有形資産をいうものと解され、1つの設備を構成するものか否かについては、資産の使用状況等に基づいて判断するのが相当である。

本件各機器は、大量のパン等を反復的継続的に製造する工程において、それぞれ工程の一部を分担し、ある機器による作業成果を前提に次の工程を担当する機器による作業が行われており、各機器が互いに近接した場所に、製造工程に沿った作業が効率的に可能となるよう配置されていることが認められる。以上の事実によれば、本件各資産を含む各機器は、当該資産の使用状況等に照らし、パン等の製造を目的として有機的に結合することにより1つの設備を構成しているというべきであり、「機械及び装置」に該当すると認められる。

〈検索方法〉【キーワード】 Z888-2206

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中



お試し会員へ
の申し込み方法

- STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。
- STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。
- STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。
- STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。

■ T A I N S メールニュース No.415 2019.6.13

所得区分／農協からの借入金に係る債務免除益

(平30-04-19 東京地裁 一部取消し Z888-2215)

農業及び不動産賃貸業を営んでいた原告が、E農協に対する借入金債務について債務免除を受け、その債務免除益を一時所得として、修正申告をしたところ、処分行政庁から、本件債務免除益は、借入金の目的に応じて事業所得、不動産所得及び一時所得に該当するとして更正処分等を受けた事案です。訴訟において、被告は、理由を差し替え、債務免除益は、事業所得、不動産所得、雑所得に区分される(一時所得には当たらない)旨主張しています。

裁判所は、下記のとおり判断し、更正処分等の一部を取り消しました。

1. 農地購入の支払に充てた借入金の債務免除益は、農地の購入から賃貸用マンションの敷地への転用までの間に相当程度の期間があることなどから、不動産所得に当たると認めることはできない。2. 共同住宅の建築資金に充てられた部分は、不動産所得に当たると認めることができる。3. 農業用機械の購入資金である借入金債務の返済に充てられた部分は、事業所得に当たると認めることができる。4. 不動産所得あるいは事業所得に該当しない部分については、一時所得該当要件である非継続性要件も非対価性要件も満たさないものとはいえないから、一時所得に該当する。

《検索方法》【キーワード】 Z 8 8 8 - 2 2 1 5

(税法データベース編集室：大高 由美子)

■ T A I N S メールニュース No.416 2019.6.20

評価方法の定めのない財産の評価～青地(旧水路)が存在する宅地～

(平30-11-30 東京地裁 棄却 Z888-2239)

この事案は、原告が、青地が存在する本件土地について、青地部分を含めた全体を評価単位とし、路線価方式により、本件土地に係る1平方メートル当たりの価額を求めた上で、当該価額に本件土地の地積(青地部分の地積を除いたもの)を乗じて算出した額で申告をしたところ、更正処分を受けたことから争われたものです。

裁判所では、次のとおり判断し、被告主張の評価方法を相当としました。

本件土地には、A市が所有する青地が存在していたが、当該青地は埋め立てられ、相続開始時における本件土地の現況地目は、青地部分も含めて宅地となっていたことが認められる。

青地が存在する場合の宅地の評価方法については、

評価通達に定めがないから、評価通達5に基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することになる。

この点、被告は、評価通達20-2(無道路地の評価)に準じ、青地部分も含めた本件土地全体の評価額から、当該青地部分の払下費用相当額を控除するのが相当と主張しており、かかる評価方法は、青地が存在する宅地は、青地部分を含めて宅地として利用しようとする場合に、当該青地部分について払下費用相当額の負担が生ずることが想定されることから、無道路地における開設通路部分の価額の控除と同様に上記相当額を控除するというものであり、適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであると認められる。

《検索方法》【キーワード】 Z 8 8 8 - 2 2 3 9

(税法データベース編集室：依田 孝子)

■ T A I N S メールニュース No.417 2019.6.27

携帯電話通信の基地局に設置された鉄塔等の耐用年数

(平31-01-18 東京地裁 却下、棄却 Z888-2225)

本件は、大手電気通信事業者である原告が、処分行政庁から携帯電話通信の用に供する鉄塔、鉄柱及び鉄筋コンクリート柱(以下「鉄塔等」という。)の耐用年数の適用に誤りがあるとして、法人税等の各更正処分等を受けた事案です。

原告は、各鉄塔等が耐用年数省令別表第1の種類「構築物」、構造又は用途「電気通信事業用のもの」、細目「その他の線路設備」に該当すると主張しましたが、東京地裁は、「放送用又は無線通信用のもの」に該当すると判断しました。

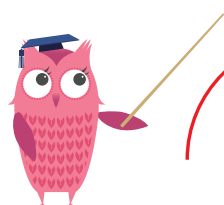
耐用年数省令別表第1が定める「その他の線路設備」における「線路設備」は、電気通信事業法等からのいわゆる借用概念であると解するのが相当である。

本件各鉄塔等は、原告の携帯電話通信の基地局において、携帯電話通信の電波を送受信するためのアンテナを高所で支持するために設置された鉄塔等であり、同アンテナと無線通信用の送受信機等とを結ぶ同軸ケーブルを固定している。同軸ケーブルは、基地局の内部においてアンテナと送受信機等を繋いでいるものにすぎず、同軸ケーブルを固定するところの各鉄塔等も、電気通信事業法等における「線路設備」には該当せず、別表第1の「その他の線路設備」にも該当しない。

本件各鉄塔等が支持するアンテナ及び同軸ケーブルで繋がれた送受信機は、一体となって携帯電話通信用の周波数の電波の送受信を行うものと認められ、各鉄塔等は、構造又は用途「放送用又は無線通信用のもの」に該当する。

《検索方法》【キーワード】 Z 8 8 8 - 2 2 2 5

(税法データベース編集室：草間 典子)



すでにご案内の通り、昨年12月1日に《TAINS 6》がリリースされました。これにあわせ、同じく昨年12月12日には、東京大学大学院教授で、政府税制調査会会長の中里実先生を講師にお招きし、ライブ配信による特別研修会を開催いたしました。

このライブ配信による特別研修会の第二弾を3月22日に開催いたしました。

講師には、おなじみの熊王征秀先生をお迎えし、まさに直前に迫った『改正消費税法のファイナルチェック』を演題に、私とのディスカッションを交えつつご講演いただきました。

しかしながら、当日は開始前から配信トラブルが発生し、開始時刻が15分遅延したほか、配信開始後も技術的問題が発生し、多くの先生方にご視聴いただけませんでした。ここに謹んでお詫び申し上げます。また、コンテンツも時間の都合上、一部割愛せざるを得ませんでした。重ねてお詫び申し上げます。

なお、この研修は日税連の研修サイトに登録されており、所属税理士会の会員専用ページからご視聴いただけますので、ご案内申し上げます。

このような状況のなか、当日には279名の先生方にご視聴いただき、また、会場となりました日税連会館にも11名の先生方にお越しいただきました。心より御礼申し上げます。

TAINSでは、引き続き、税法に関する実務的な内容と、そこにおいて「TAINSをどう活用するか」、という実務直結型の研修を企画し各地で開催しております。

この研修会では、TAINSに未入会の

先生方にも受講していただくことによってTAINSを体験していただき、ぜひこれを機会にご入会いただければと企画しております。

こちら、今年に入りましてからは《TAINS 6》のお披露目かねて特別なコンテンツで開催しております。講師には日税連税制審議会委員の川島雅先生をお迎えして『事業承継税制の概要と注意すべき実務上のポイント』を演題にお話いただきました。

最重要課題のひとつである事業承継税制をテーマにした研修会にご好評をいただき、1月21日の名古屋（名古屋会）には174名、1月23日の札幌（北海道会）には86名、6月4日の東北会（盛岡）には55名の先生方にご出席いただきました。

なお、会員の先生方には、これまでの研修会の模様をホームページで受講いただける、オンデマンド配信をスタートいたしておりますので、ぜひ、ご活用いただければ幸いです。

TAINSでは、今後も、各地で同様の研修会を開催する準備を整えております。

また、講師にお迎えする先生方もさらにお願いいたしており、コンテンツもバリエーション豊かにすべく準備を進めております。

お近くで開催の節は、ぜひご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

日々進歩を続けるTAINSに、ひとりでも多くの先生方のご入会、またご継続をお願い申し上げます。

（事業部委員 住吉 真）



TAINS研修

オンデマンド配信

TAINS 研修サイトを開設しております。



改正消費税法の ファイナルチェック	
税理士	熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)

再生時間	1. 前編 1時間 25分 2. 後編 1時間 8分
研修時間	3時間
研修資料のダウンロード	190322 resume.pdf

TAINS の活用によりひもどく、役員給与と実務の分岐点	
税理士	小林 俊道 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	小菅 貴子 (東京税理士会 本郷支部)
再生時間	1. 前編 1時間 16分 2. 後編 1時間 16分
研修時間	2時間 30分
研修資料のダウンロード	161207resume.pdf

推計取得費の検討と実務的対応	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	180116data.pptx 180116resume.docx

人工知能・高度情報社会における 税務・会計のあり方を考える	
講師	(東京大学大学院学際情報学府) 博士課程 加瀬 郁子
コーディネータ税理士	—————
再生時間	1時間
研修時間	1時間
研修資料のダウンロード	161107seminar.pptx

TAINS を利用した「所得税トラブル事例の検討」	
税理士	土屋 栄悦 (東京税理士会 渋谷支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161110resume.pdf

税理士が知っておきたい「金融支援と創業支援」のポイント —金融支援フレームの転換期に税理士に求められることは?—	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	—————
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161122resume.pdf data-1.pdf data-2.pdf

「裁決・判例等からみた相続税財産評価の留意点」	
税理士	川島 雅 (東京税理士会 神田支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161205rsume.pdf

誤りやすい消費税の実務 —重要判決・裁決の確認と TAINS の活用—	
税理士	熊王 征秀 (東京税理士会 武蔵野支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	1. 前編 1時間 5分 2. 後編 1時間 12分
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	151110resume.pdf

TAINS を活用した役員給与に関する研修会 —役員給与の諸問題—	
税理士	湊 義和 (東京税理士会 麹町支部)
コーディネータ税理士	住吉 真 (東京税理士会 浅草支部)
再生時間	2時間
研修時間	2時間
研修資料のダウンロード	161003resume.pdf

裁判例から見る借地権課税の留意点	
税理士	若林 俊之 (東京税理士会 足立支部)
コーディネータ税理士	草間 典子 (東京税理士会 足立支部)
再生時間	1. 前編 46分 2. 中編 50分 3. 後編 1時間 6分
研修時間	2時間 30分
研修資料のダウンロード	170419resume.pdf 170419slide.pdf

1 税法データベース収録情報一覧 2019.6.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,101	3,260	1,504	285	511	332	775	12,768
裁 決	1,898	1,478	1,072	409	178	8	1	5,044
通 達	3,525	4,782	1,974	732	21	0	643	11,677
相談事例	3,732	3,871	2,597	2,394	125	1	313	13,033
その他文書	0	0	0	0	0	0	86	86
行政文書	83	1	0	0	0	0	1,527	1,611
計	15,339	13,392	7,147	3,820	835	341	3,345	44,219

・裁決には、非公開裁決2,594件が含まれています。

・情報公開法に基づき開示された情報数は8,140件です。

2 収録期間

2019.6.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は平成31年1月18日まで	
	裁 決	裁決事例集は昭和45年から 非公開裁決は平成30年12月13日まで
その他	判決・裁決	平成31年3月18日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁決事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧

2019.6.30現在

会 別	個人会員	法人会員
東京税理士会	2,275	12
東京地方税理士会	691	3
千葉県税理士会	238	0
関東信越税理士会	545	0
近畿税理士会	1,180	1
北海道税理士会	190	0
東北税理士会	348	0
名古屋税理士会	478	0
東海税理士会	331	1
北陸税理士会	156	0
中国税理士会	333	1
四国税理士会	162	0
九州北部税理士会	283	0
南九州税理士会	238	0
沖縄税理士会	72	0
小 計	7,520	17
そ の 他	236	
合 計	7,773	

TAINS研修会のお知らせ

東海税理士会

日 時：令和元年8月2日（金）

13：30～16：30

会 場：東海税理士会館（名古屋市）

講 師：石井幸子 住吉真

テーマ：「消費税のチェックポイント～改正消費税法を中心として～」



■発行日／2019年7月15日（VOL.25 通巻第219号）

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／高田 住男

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

■HP：https://www.tains.org

TAINS 6

生まれ変わったタインズ・シックス ぜひご体感下さい!!



進化した「タインズ・シックス」の新しい機能

■ 新しく、使いやすくなった検索機能



ワードを入力すると、TAINS キーワードの候補が提示され、最適な検索をサポートします。

■ 外部と連携して進化していく横断検索



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ スマートフォンにも対応



TAINS6はスマホやタブレットに対応しました。調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 税理士視点の「要点」



平成28年2月24日判決

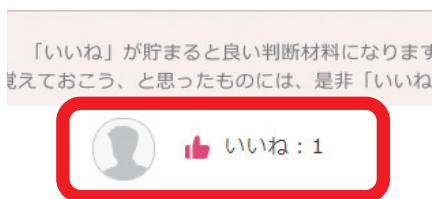
【輸出免税/外国法人主催の訪日旅行】

要点

訪日ツアーを主催する海外旅行会社は、その取引が輸出免税取引である

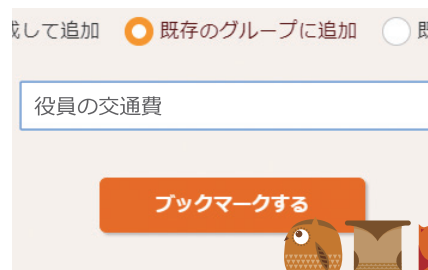
判決・裁決については、税理士視点による『要点』を新たに収録していきます。

■ 税理士の集合知としての「いいね」



ユーザーである税理士の集合知によって、役立つ情報が一目でわかります。

■ 便利なブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応



新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度



ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書をFAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



- トップページの入会申し込みボタンから!!
- または、下記の申込書をFAXしてください。
FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士（法人）登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名／法人名			
メールアドレス ^{*1}			
会費等支払方法 ^{*2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{*3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※¹ ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的（メールニュース・研修等のTAINSからのお知らせ）の範囲内で適切に取り扱いたします。

※² 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※³ 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

税理士どうしの助け合い 心と心の寄り添い それが にちぜいきょうさい

昭和 28 年に西日本を襲った大水害、
被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、
66 年前の創立以来、弊社独自の「災害見舞金」制度と
「会務従事者見舞金支援」制度として
「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。
これら見舞金制度を支えるのは、弊社ご案内の各制度にご加入の、
お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
ご自身の、そして仲間の万一の際の大きな助け合いにつながります。
心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。
ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

税理士はもちろん
職員の方でも
自分で加入できる
生命保障制度

税理士はもちろん
職員の方でも
自分で始められる
年金積立制度

税理士と配偶者
そしてそれぞれの
親のための
介護保障制度

税理士と配偶者が
一緒に加入する
夫婦の
生命保障制度

税理士
団体保障

個人年金

団体
介護保障

おしどり
保障

旧個人年金保険料控除適用

要介護 2 以上で給付

日本税理士共済会の創立記念日 10月26日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



モバイルサイト

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail jim@zeirishikyosai.com
ホームページはこちら→ <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。